

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	第15回スポーツ振興審議会
開催日時	14年9月17日(火)19時00分から21時00分まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	(出席委員) 渡邊会長、松島副会長、柴山委員、伊藤委員、内田委員、指田委員、高橋委員、蒲谷委員(事務局) 富所課長、新井主査、神田社会教育主事(欠席委員) 鶴田委員、能智委員
議 題	1. 学校開放・水泳教室専門部会の報告について 2. その他
会議資料	資料9 スポーツに対する財団活用の考え方 資料10 公共スポーツ施設における使用料等について 資料11 西東京市スポーツ振興計画答申日程表 前回の会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長 事務局</p>	<p>開催にあたり新委員委嘱式を行なう。 本来教育長が見えるべきなのですが、所要のため出席できないので代わって太田生涯学習部長より新委員の蒲谷繁夫委員に委嘱状を交付する。 その後、各委員から自己紹介をする。 開会に当たり部長より挨拶をしたいので時間を頂きたい。 2点ほど申し上げる。1点は、新委員が決まり今一番大事なスポーツ振興についての計画部門についてお願いしている。理念について問う意欲的な部門もはっきりあるが、ただ行政としても現実部門に直面して解決するケースバイケースで対応していただければと思っている。もう1点については、ここで社会教育の専門的職員の社会教育主事は、社会教育全体の部分に対応している。特にスポーツ振興計画については、委員の皆様をお願いした時は、必ず市長の意見をもらうため市長決裁で行っている。委員の皆さんに委嘱をお願いした経過がある。スポーツ振興の法律の関係では、自治体全体のスポーツとして委員の皆様には、お願いしている。教育委員会のスポーツ振興審議会で10月には、基本的な部分についてお願いし、予算執りの関係で中間答申を頂き、来年の6月には、基本的な部分をお願いしている。短い時期で大変でしょうがよろしくお願いしたい。西東京市が昨年誕生し、これから基本的なことを創って、そして進んで行こうと思っている。大変な仕事であるがよろしくお願いしたい。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>所要にて部長退席する。 会議録の確認をする。 鶴田委員・能智委員事前連絡により欠席する。 慎重に討議した、学校開放については、小学校を中心とした運営協議会を設置する方針案と言うことを答申に明記する。 それでは、 第一専門委員会の、水泳教室のあり方について議題とする。</p>
<p>会長 委員 会長 委員</p>	<p>第一専門委員会から提案報告をお願いしたい。 提案は、前回された。 それでは、結論の確認をして次の第2専門委員会の議題に入りたい。 夏季休業中における今年度の現状について 今後の計画等々、最終的にこのような方法でやらせていただく。 (資料3頁の下参照) 小学校におけるプール教室は、今年度から運営協議会による水泳教室を取り入れた。学校における水泳教室は、社会教育の水泳教室、すなわち、今年度1日から10日ぐらい。これを一本化して日数は、子供が楽しみにできる。20日間を社会教育の夏季水泳教室として、指導員体制は、教員と外部指導員の半々で対応する。この方式が良いのではないかと提案する。中学校は、改めて提案ではなく、自主性に任せる。 質問、わからないことが有れば質問を受けたい。そして、ここの全体会で承認を得たいと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>もう一度確認して終わりたいと思う。まず、第1に学校教育の延長線上に従来あった。しかし、これからは社会教育として夏季水泳教室をやる。</p>

<p>委員 会長 委員</p>	<p>指導体制については、教員と外部指導員を入れて行う。 民間委託はないのか？ それは、別な事項であるので今回は討議していない。民間委託は、拠点校に何校かあって業者が入ってやっている。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここで問われているのは、学校の水泳教室だ。そのほかの項目はないと思う。 水泳教室は、元々1市2制度でやっていた。それに水泳教室のあり方で今年はそれぞれ折半型でやっている。今年の水泳教室についてどう構成を持ってやっていくか理解をお願いしたい。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>当面は、1市2制度の折半型で行くとしてもやり方については、ご意見が有ればお聞きしたいことと。将来には、後半の部分にあるが社会教育的なプール開放で行ったら考えてやって、将来の目標はプール開放型の考え方を持っている。そこで審議会の意見と将来どんな方向性が良いのかと言うやり方についてご意見が有れば聞きたい。社会教育型のプール開放ということを考えている。今後の水泳教室について、どういう方向性を持ってやっていくか、その辺を踏まえて発言を出していただければと思っている。その辺が事務局としてのお願いになるのではないかとと思っている。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>今の提案に対して、全体で確認をしたいと思っている。 我々の専門部会でない提言をされた。これはあくまで社会教育の水泳教室で二つあわせた延長である。ただ、子供たちに必要であるということは、この前の委員会で発言されたけれども、子供の水に浸ませる時期の問題と子供の欲求があること、家族としても小さい時に水に親しませることが大事だと言うこと。その徹底あるいは普及のためには、今までの学校開放の方たち或いは社会教育の方達がこの小学生に対しては、社会教育が望ましいと考え方でお願いした。そう意味で、更に延長して社会教育全体の問題になると様々な考え方があり、その意味では、我々は議論をしていない。あくまで小・中の現状とそれへの意見を集約したと思っている。新しい意見の開放型のプールについては、研究していない。</p>
<p>会長 委員 委員</p>	<p>開放型プールについては、新たな提案として受け止めるか。 それは、事務局の判断である。 今、緊急に要する課題は、水泳教室である。ただ、将来的の西東京市の水泳教室はどうするべきかは、最終答申があるのでそのところで纏めれば良い。拡大した水泳教室は、考えて行かなければならないと思っている。 それは、後で付け加えたら良い。もう一つは、現在ある小学生の水泳施設が十分満足したもので水泳教室が行われているのか。例えば、設備で問題がないのか。完全に十分満たされているのか。もしなければ、この答申の中に入れて出さなければならぬ。夏休の生徒だけと言う考えでなく将来もっと拡大すると言うことを考えい行くと、その辺の所を将来の開放に向けて夏休の施設だけで良いのかと言うことも考えていかなければならない問題である。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>社会教育としての水泳として捉えて。 当面は、今の課題は、社会教育として行くという考えで将来はわからない。もし、施設が満たされていないとしたら中間で述べていかなければならない。</p>

委員	<p>水泳関係について、小学校は、非常に社会教育でやる理由として水に親しみたい、泳ぎたいという理由が強い。こういう案が出たが中学校は、まだ結論が出ていない、中学校は、運営協議会でやっても参加人数が少ない。だからこそ学校の自主性に任せるとしたが、もし来年水泳教室をやる学校があったらどのようにやらなければならないと見通しをつけないといけない。個人的には、市内に9校あるが2通りある。1つは、学校を中心に1週間ぐらいやって行く方法と試行的に3・4日やって行く方式。もう一つは、運営協議会に委嘱をされてやって行く方法がある。</p> <p>地域的には、学校の希望を生かして運営協議会でやっていくのが良いのではないか。将来的には、小・中1本化で社会教育がやって行くのかと考えている。その所は専門委員会で話し合っていないので何とも言えない。中学校の問題としてある程度方向を出していったら良い。</p>
会長	<p>そこで、事務局の提案に結びついて行く。</p> <p>「プール開放型については、将来の方向性について考えがあったら」については、専門委員会では、議論をしなかった。その取扱いは、どうするか。方向として、中途半端であった。開放型については、議論していない。それと将来的な方向については、本答申の中で時間があれば、委員の意見を入れて論術して行く。これは、4つの課題は、全てそう言う面がある。</p>
事務局	<p>第一専門部会が提案したものをまず承認して頂き、プール開放にすると将来的な施設の問題、開放型等については、10月の予算を伴い答申とは別に本答申で含めると言うことで良いのではないか。</p> <p>本件については、予算成立のための専門部会の内容で提案したものだけを承認するというで終わりたいと思っている。承認いただけるか。</p> <p>専門部会の方では、部会的に日数のところも触れていただき理解できるが、本年度水泳教室を実施してきたが、社会教育で10日間で8月末で終わった。専門部会の中で検討して頂いた中では、社会教育で20日間と具体的日数が入っている。今年度の学校教育の中のカリキュラムで概ね10日間実施したと言うことと社会教育で10日間。旧市の折半型で水泳教室で実施した。10日間社会教育で行った実績と経験と言うことで述べると指導者を求めることは、非常に困難性がある。そう言うことだとすると社会教育で20日間と言うことは、非常に困難性がある。20日間を具体的日数で入れられると相当困難性がある。日数を具体的に入れるのかどの程度にするのか。議論していただければと思っている。</p>
会長 事務局	<p>事務局の提案に対して、意見があるか。</p> <p>当面は、今年度の折半型で数年は、状況を見ざるを得ないと思う。そして状況を見ざるを得ない。今後の方向性として、社会教育のプール活用はどうすべきか。本答申の中で議論して頂く部分ではないかと思う。20日と言うと事務局としては、非常に無理があるのかと思う。当面は、10日程度実施していくと言う形でやって頂けるか考えている。</p> <p>学校と市側で実施している現状を踏まえて統一して考えて、当委員会としては、各学校で任せないで方針としては、社会教育が望ましいと答申したい。現実的に日数がやれなくてもそれはそれで良い。二つに分けてやることは、効率性、指導性がない。そう意味で言っている。</p>

<p>会長</p>	<p>方向性としては、20日程度が良い。これは、あくまで意見であるので受け止めてほしい。</p>
<p>会長</p>	<p>これで水泳教室の質問・意見がなければ、開放型及び将来方向性については、本答申で入れるということで、第一専門部会の提案は承認されたものとして次の議題に進みたい。</p> <p>次に、第2専門部会は、先ず財団活用であります。6人の委員で纏めたものである。</p> <p>資料の中で阻害されることであつたと言う。表現について行政的管理手法では、難しいと言う西東京の原案である。趣意書の原案では、このとおり開拓する。審議会の答申の中に阻害される可能制すらあつた。一つの財団設立の理由の一つとして入れるかどうか。まとめ役として悩んだ。6月15日号があるが、従来型の行政の手法では、難しくなってきた。財団の運営の仕方と行政の運営の仕方は、違う。例えば、教育委員会の勤務体制について8時30分から5時まで。厳しい勤務体制では、残業手当が出ない。市民がやりたくても、行政が駄目だと言えれば出来ない。財団になると2交代制3交代制が自由に出来るから市民は安心して施設を使用できる。教育委員会の手法では、今のニーズに合わない。そのために財団を創った。</p>
<p>副会長 会長</p>	<p>そう言う意味である。多様化して、教育委員会は難しくなってきた。行政では、対応出来なくなってきた。それを率直に書いた方が良い。</p> <p>他に意見がなければ、次に進みたい。忌憚のない意見を言わせてもらった。</p> <p>むしろ阻害するとするという意見では、行政に失礼ではないかという意見では、対応出来なくなったという言い方をすれば良い。</p>
<p>副会長 事務局 会長 事務局 会長</p>	<p>表現を変えるだけで良い。行政に失例と言う考えではなく。実態が変わってきたのではないかと。相変わらなければ、行政も民間の経営理念を導入しないともう駄目な時代になってきている。4年前の趣意書である。平成10年当時の管理者は何にも思わなかったのかと思う。</p> <p>市民の要求に対して、積極的に財団を創ったと思う。財団を積極的に活用して行こう。多様な市民のスポーツ意欲に答えようと考えたと思う。そのことを趣旨で行っている。</p> <p>言葉の中での行政的管理手法ということは、教育委員会の直営でやる事業では行き詰まりがある。その違う財団を立ち上げたことが主だと思う。</p> <p>簡単に言えば、行政で対応が出来なくなったので、財団を創った。そうである。</p> <p>趣旨はわかった。</p>
	<p>財団事業の現状と課題についてですが、財団は何をやっていてどういう事業をやっているのか。分析を初めて、活用するのが順序だと思う。</p> <p>目的は、資料の通りだと思うので省略する。2号事業については、行政の職務と文化・スポーツ財団の職務とまったく同じと見て良いのではないか。事務分担を明確にしスポーツ振興の目的を明確にすることが課題ではないか。中身を見ると大会を開催している。行政と財団とダブっている。</p> <p>体育の日にスポーツ施設は、記念行事として無料開放している一部は民間委託をしている。総合体育館も同じである。ここで言いたいのは、教育委員会、財団、体育協会が重複している。少年野球・サッカーについては、</p>

会長	教育委員会は、教室で財団は、大会になっている。良し悪しは、別にしてこれも課題である。
会長 事務局	補助金について聞きたい。 市総合体育大会の予算については、財団経由で体育協会へ補助している。市民スポーツまつりについては、実行委員会へ直接補助している。
会長	スポーツ振興審議会の審査対象であった市民スポーツまつり補助金を審査対象の中の補助金から組換えをしている。その辺については、確認したい。
会長 事務局 会長	その辺は、長年の課題であった。別途体協の一段体に入るのはおかしいと懸案であった。その辺の説明がなかったので質問をした。 財団事業に派遣事業があるが、財団とダブっていないか。 これは、益事業であるので財団とは、ダブっていない。
事務局 会長	スポーツ相談事業は、スポーツセンタ - のみか。総合体育館は、廃止されたのか。 総合体育館は、廃止している。
事務局	スポーツセンター、総合体育館、及び学校施設のスポーツデーの開放について聞きたい。
会長	スポーツセンターの開放は、有料開放で個人解放を事業と指定している。総合体育館も同じである。武道場も同様である。
事務局	西東京市として、開放するのは、全市的に開放すべき出ないかという事が課題としてあげた。 次に3号事業について聞きたい。団体を育成するとは、どういう事業か。個人を対象にした教室である。スポーツに関わりやすい環境を作ってやる。
会長 事務局	育成はやっていないのでは。 育成をどう考えるのか。ある程度施設を管理運営できる状態にしてやってやる。
会長 事務局 会長 委員	育成ではなく支援ではないか。 ある程度継続できる環境を整えてやる。 環境は、育成ではない。
委員 会長	場を提供すると言うことは、奨励すると言う意味で育成すると可能。こだわることではない。 答申を出すのにこういう形態でどういうレポートを出すのか。 一番最後の1頁が答申になる。
委員	実際に保谷の人は、田無の施設を知らない。田無の人は、保谷の施設を知らないそれが実態である。それで、財団事業の内容を知らないでいて、財団活用の答申は書けない。地域スポーツの育成は、財団が始めて立ち上げた。指導者育成を考えた。
会長	スポーツが多様化する。出来るだけ環境を考えてやっていかなければならない。教室から団体を育成をする。既存の団体を育成すると言う意味ではない。
委員	もし今既存の団体を育成すると言う意味であったら財団の思い上がりだと思ふ。自主自立を促していく。 そう言う意味の団体ではない。

<p>会長</p>	<p>結論的には、育成の問題とリーダースバンク問題がダブっている。車の両輪だから両方とも作っている。これは、連携がないと理解して次へ進みたい。</p> <p>4号事業 特に問題なし</p> <p>5号事業 対象施設は、旧保谷市の事業のみこれを一本化する。 使用料が相違している。専門部会で4区分すべきと結論を出している。田無の方は、運動場は、無料で照明だけ有料である。</p> <p>6号事業 5周年事業は、スポーツ振興課は関与していない。 最後に財団財政を見ると6億4千385万円で、財団の収入比率の92.4%が市財政によって賄われている。市財政に影響があったときは、たちまち財団財政に影響がある。 次に提案に入る。(詳細は、資料に明記)</p> <p>1 施設の管理運営と諸事業の見直し 2 職員の増員とスポーツ指導委員の確保 3 スポーツ指導委員の養成と活用</p> <p>西東京市教育委員会の役割し施策の方向</p> <p>1 スポーツ振興課の職員定数の増員と確保 2 スポーツ諸施設の使用時間帯の統一 3 スポーツ諸施設の使用料金の統一 4 予算の確保 5 施設の整備充実 6 総合型地域スポーツクラブの推進体制の確立について 7 スポーツ振興法に基づく条件整備と行政の役割について</p> <p>財団活用の今後の方向性と施策事業展開の留意点 財団の利点を生かしてつつ西東京市民のスポーツニーズに的確に対応するため、機動性・弾力性をもった事業運営とサービスの提供が期待される。結びとして、以上述べてきた項目のスポーツ振興における財団の活用策と併せて教育委員会の施策と役割について、重要な点は3つある。</p> <p>1 スポーツ振興課の事務事業が財団の事務・事業と規定上も実態も重複している。 2 受託スポーツ施設が不統合である。 3 財団、体育協会等、教育委員会相互間の協働事業に係る連携が未成熟である。 西東京市のスポーツ振興行政施策を効率的かつ財政的・効果的に執行するためにも、事務事業の責任分担と執行権限を「1市2制度」に象徴するように組織相互間の問題として矮小化せず、西東京市全体の生涯スポーツ振興社会構築にかかる市民サービスの向上の視点に立って適切・的確な対応策を講ずるよう強く期待する。 引き続き、公共スポーツ施設における使用料について説明する。</p> <p>使用料の現状と課題</p> <p>1市2制度の解消、管理委託事業は、今2元管理に分かれている。結果的にはやむを得ない。 まとめとして、次のとおり提案する。</p> <p>1 市内スポーツ施設は、同一の算定基準により使用料を算定しているので</p>
-----------	--

<p>会長 事務局</p>	<p>使用料は統一化されている。従って使用料の算定要因の相違による違いがあっても結果的にはやむを得ない。 質問をお受けする。 使用料については、市として一定の基準を持っていない。3月議会で「使用料手数料審議会」の設置を議会で提案される予定である。その中で議論される予定である。来年4月以降準備行為に入っていくと企画課より聞いている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>意見があれば、受け賜る。 職員の増員・適正配置を行なう。実際問題、今の財政事情で職員増は、難しいのではないかと。可能な状況にあるのか。 財団の職員増、スポーツ指導委員の増員については、来年3月に旧田無施設を財団に移行することを検討している。仮に移行すると増員の必要性は、高くなっているが、スポーツ振興課の増員は、合併の効果として長期的計画の中で削減行為をしている。施設管理減になる今後は、スポーツ振興の頭脳面の仕事を中心になってくるが、全庁的な考え方で職員の増員は、難しいのではないかと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>財団のメリットばかり強調しているが、デメリットも答申へ載せるべきである。 第三者によるチェックも必要であると思われる。 人事の停滞になっている。民間の経営理念というならば、市の職員が兼務しているのは、将来的には、財団固有の職員になるべきである。今の兼務が当たり前と思っては行けない。組織も名実透明になるべきだ。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>教育委員会と財団の連携をどう考えているのか。役割分担、方向性を出してもらわないと市民もわからない。 スポーツ振興課は、施設管理に追われスポーツ振興の頭脳部門に踏み込めない。その意味で、その意味で財団に任せていることが、教育委員会の不明確さが出ている。今後は、スポーツ振興計画策定でその方向性を出したいと思っている。教育委員会が連携することは、違いはないが財団を指導するような形とするイメージを持っている。</p>
<p>副会長 会長 副会長</p>	<p>15年・16年で策定と体系化を考えている。 財団には、スポーツの専門化が少なすぎる。スポーツが停滞している。 長期的計画の中に財団が存在している。その辺を文章化していけば良い。 財団が市民にわかりやすいように、教育委員会は説明責任がある。 第1専門委員会、第2専門委員会素案の審議は終了したので、10月答申に向けて10月21日の定例会でまとめをやり22日から28日頃答申したい。 参考として、日程表を配布している。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>緊急課題については、資料に基づき各委員から意見があれば、15日までに事務局にFAX送付して頂き盛り込みたい。21日前に皆さんに提示し、21日に提案する。 4項目について意義が無ければ、承認あったものとして認めたい。 意義無し。 閉会</p>

